

予定価格の事前公表について（理由の公表）

平成24年4月1日

鳴門市では、競争入札に付する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務について、予定価格の事前公表を行っております。

その理由について、次のとおり公表いたします。

- 1 予定価格を事前に探ろうとする不正行為の防止や予定価格の漏洩防止に対し効果があると考ええる。
- 2 透明性と公平性・公正性の高い入札契約制度を確保する観点から適切であると考ええる。
- 3 複数回数の入札が無くなることによる発注者の事務の軽減や入札参加者の負担の軽減等の効果があると考ええる。

なお、予定価格の事前公表に伴う弊害について、入札参加者の積算能力と見積努力を損なわせるなどの指摘がありますが、一定額以上の入札には、工事費内訳書の提出を求め、その内容をチェックするなど事前公表に伴う弊害が生じることがないように取り組んでおります。

担当：総務課契約検査室

Tel 088-684-1161